

介護老人保健施設 丸森ロイヤルケアセンター
居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設名称等

経営主体	医療法人財団 明理会
事務所	東京都板橋区本町36-3
事業所名	介護老人保健施設 丸森ロイヤルケアセンター
開設年月日	平成14年11月12日
所在地	981-2152 宮城県伊具郡丸森町字鳥屋9-2
施設面積	6,030.39㎡
施設建物	鉄筋コンクリート3階建て
電話番号	0224-73-1101 (代表) 0224-87-7132 (直通)
FAX	0224-73-1155
開設者	理事長 中村哲也 (医師)
管理者	武山 由美子 (主任介護支援専門員)
事業所番号	0452380017

2. 事業の目的

医療法人財団明理会が開設する指定居宅介護支援事業所「介護老人保健施設 丸森ロイヤルケアセンター」（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定居宅介護支援、介護予防支援第1号介護予防支援を提供することを目的とします。

3. 運営の方針

事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めます。

- 一 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。また、前6ヶ月間に作成した当事業所のケアプランについて、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（販売）の各サービスの割合及び各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合について説明します。
- 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- 四 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- 五 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ、必要な協力を行います。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行います。

- 六 保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調整を行います。
- 七 利用者は居宅サービス事業者について複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることもできます。
- 八 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、医療機関、保険薬局、介護保険施設との連携に努めます。また、利用者の入院時における医療機関との連携の促進を図るため、介護支援専門員は居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者等に対して、入院時に担当者の名前等を入院先の医療機関に伝えるよう依頼します。
- 九 事業の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

4. 職員の職種、員数及び職務内容

	人数	勤務形態	業 務 内 容
管理者	1 名（主任介護支援専門員と兼務）	常勤	事業所の管理、運営
主任介護支援専門員	1 名（管理者と兼務）	常勤	居宅介護支援業務
介護支援専門員	3 名	常勤	居宅介護支援業務

5. サービス提供時間日及びサービス提供時間

営 業 日：月曜～金曜日。ただし、国民の祝日及び12月30日～1月3日を除く。

※休業日は電話等により常時連絡可能な体制を確保しています。

営業時間：8：45～17：45

※24時間連絡体制（休業日含む）を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しています。

6. 居宅介護支援の提供方法

- (1) 相談の場所 居宅（必要に応じて病院、施設等で実施）
- (2) 課題分析の種類 MDS－HC方式・ケアプラン策定のための課題検討用紙
- (3) サービス担当者会議 居宅（必要に応じて病院、施設等で実施）

※原則として介護支援専門員1人の取扱件数は44名までとします。

- (4) 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを実施する場合があります。

- i 利用者の同意を得ること。
- ii サービス担当者会議において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - ① 利用者の状態が安定していること。
 - ② 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること。（家族のサポートがある

場合も含む)

- ③ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

7. 事業所は、以下に該当するような正当な理由がない場合を除き、業務の提供を拒否しません。
- (1) 介護給付、予防給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態又は要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽り、その他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。
 - (3) 以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を当該保険者に通知します。

8. 通常の事業の実施区域及び交通費の徴収

- (1) 通常の事業の実施地域は丸森町及び角田市の区域とし、その他の地域については、管理者の判断により対応を決定します。
- (2) 通常の事業の実施区域を片道おおむね10km以上超えた場合、1kmあたり15円の交通費を徴収します。

9. 緊急時の対応

介護支援専門員は、訪問調査中などに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医及び身元引受人（家族等）への連絡を行うとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じます。

10. 賠償責任

サービス提供中に発生した事故について、事業所の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体、財産等を傷つけた場合、その損害を賠償します。ただし、利用者の責に帰すべき事由により発生した事故についてはこの限りではありません。

11. 苦情・要望の申立に対する常設の窓口並びに担当者

事業所の提供するサービスに関する利用者またはその家族からの相談・苦情に迅速に対応するための窓口を設置することとし、当事業所の居宅介護支援専門員がこれにあたります。

- 一 相談・苦情の受付は親切丁寧を旨とし、また、プライバシーに十分配慮します。
- 二 苦情処理は円滑かつ迅速に行うこととし、そのための処理体制・手順を別に定めます。また、事業所内に「円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順概要」を掲示します。

①相談担当者	主任介護支援専門員（管理者）	武山 由美子
	主任介護支援専門員	水沼 智和
	主任介護支援専門員	齋藤 学
	介護支援専門員	大野 庸子

②電話番号 0224-73-1101（代表）

0224-87-7132（直通）

③F A X 0224-73-1155

※24時間連絡体制（休業日含む）を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応す

る体制を確保しています。

三 施設内に意見箱を設置します。

(その他)

- 丸森町役場保健福祉課介護保険班 電話 0224-51-9904
- 角田市役所健康推進課 電話 0224-62-1192
- 宮城県国民健康保険団体連合会（苦情相談窓口） 電話 022-222-7700

12. 守秘義務

事業所及び職員は、サービス提供をする上で知り得た、利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。

ただし、次の各号にあげる情報提供は、利用者から同意を得た上で行います。

- 一 介護保険サービス利用のためサービス担当者会議等において、市町村居宅介護支援事業者、その他の介護支援事業者等への情報提供。
- 二 介護保険サービスの質向上のための、学会、研究会等での事例研究発表等。尚この場合利用者が特定できないように配慮します。
- 三 適切な医療を受けるため、医療機関等へ情報提供が必要となる場合における情報提供。

13. 「個人情報保護に関する法律」等に則り、事業所では「個人情報保護規定」を定めます。

「個人情報保護規定」は当事業所における個人情報の適正な取り扱いに関し基本となる事項を定めるとともに職員の遵守すべき義務等を定め、個人情報の適切な取り扱いにより、個人の権利・利益を保護することを目的とします。

14. ハラスメントの対応

事業所は、利用者が介護サービスを継続して円滑に利用できるよう、ハラスメントに対する基本的な考え方やその対応について事業運営の基本方針として決定するとともに、それに基づいた取り組み等を実施します。

- (1) 「ハラスメント規定」を作成し、職員に周知するとともに、職員が誰に相談しても、施設として同じ対応ができるように施設内で意識統一を図ります。
- (2) 明らかなハラスメントが発生した場合だけでなく、ハラスメントの可能性があるとと思われる場合も含め、職員が報告・連絡・相談しやすい窓口を設置し、職員に周知します。

15. 虐待防止のための措置について

事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の発生防止のための次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) (3) 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。
- (5) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを行政へ通達するも

のとします。

16. 身体拘束等の適正化の推進

事業所、利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し保管します。

17. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ装置等を活用し行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

19. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (2) 施設内感染の蔓延防止に努め、職員定期検診、感染防止対策委員会等を実施します。不測の事態により感染者が発生した場合は、感染マニュアルに基づき適切な措置を講じ、関係機関（保健所医療機関、行政機関）との連携をとります。
- (3) 協力病院、協力歯科医院については、施設内に掲示します。
- (4) 運営規程の概要、個人情報保護方針、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、閲覧可能な形でファイル等で施設内に常備します。
- (5) 利用者等が参加する各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用して実施する場合があります。
- (6) この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、「医療法人財団 明理会」の理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めます。

附則 この説明書は、平成30年 4月 1日から施行する。
平成30年 7月21日より一部改定する。
令和 1年 5月 1日より一部改定する。
令和 1年12月 1日より一部改定する。
令和 2年 5月 1日より一部改定する。
令和 2年 9月 1日より一部改定する。
令和 3年 4月 1日より一部改定する。
令和 4年 4月 1日より一部改定する。
令和 5年 4月 1日より一部改定する。
令和 6年 4月 1日より一部改定する。

重要事項説明同意書

介護老人保健施設
丸森ロイヤルケアセンター
理事長 中村 哲也殿

介護老人保健施設丸森ロイヤルケアセンター居宅介護支援事業所を利用するにあたり、重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で居宅介護支援サービス利用について同意します。

説明を受け同意した日	令和 年 月 日		
居宅介護支援利用者氏名			
説明を受けた方		続柄	
説明者氏名	介護支援専門員		

署名代行者（身元引受人） 氏 名	
署名代行者（身元引受人） 住 所	
居宅介護支援利用者との続柄	